

評議員の報酬等の支給の基準に関する規則

(令和8年6月3日 理事会において内容確認)

(目的)

第1条 この規則は、学校法人関西医科大学（以下「本法人」という。）の寄附行為第61条の規定に基づき、評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員評議員とは、本法人と雇用契約を結んでいる教職員の評議員をいう。
- (2) 学外評議員とは、学外有識者及び同窓会評議員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 評議員に対しては、次の各号に掲げるとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 職員評議員に対しては、評議員としての報酬は支給しない。
- (2) 学外評議員に対しては、評議員会に出席する毎（委任出席を除く）に1回1万円を支給する。
交通費相当として、近隣から出席の学外評議員に対しては、5,000円を別途支給する。遠隔地（本学までの距離140km以上）から出席の学外評議員に対しては、出席に際し発生した実費を別途支給する。
- (3) 評議員には、原則として退任慰労金は支給しない。ただし、特別の功労がある場合は、その報酬月額額の12カ月分を上限として理事長が定める額を支給することが出来る。

(報酬等の支給方法)

第4条 評議員に対する報酬等は、原則として評議員会へ出席した翌月の20日に支払う。ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払う。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第5条 本法人は、この規則及び「役員の報酬等の支給の基準に関する規則」をもって、私立学校法及び私立学校法施行規則に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第6条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第7条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

この規則は、令和7年4月1日より施行する。

附則

この規則は、令和8年4月1日より施行する。